

平成 26 年 8 月 6 日  
株式会社日本政策金融公庫  
高 知 支 店

## 平成 26 年 8 月 1 日からの大雨等に係る 災害に関する相談窓口を設置しました

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)高知支店農林水産事業は、8月5日付で「平成 26 年 8 月 1 日からの大雨等に係る災害に関する相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先
高知支店 農林水産事業	フリーコール 0120-911-927 所在地 高知市堺町 2-26 高知中央ビジネススクエア 3 階 (午前 9 時～午後 5 時受付)

日本公庫は、本災害による影響を受けられた農林漁業や農林水産物の加工・流通業を営む皆さまを対象に、公庫資金のご融資や返済に関する相談に政策金融機関として円滑、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

### 【主な資金制度】(注1)

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率 (注2)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の 80%又は 300 万円(特例 600 万円)のいずれか低い額	15 年以内 (3 年以内)	0.75%以内
農林漁業 セーフティネット資金	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が、経営の安定を図るために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】 年間経営費等の 3/12以内	10 年以内 (3 年以内)	0.55%以内

(注1) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

(注2) 利率は平成 26 年 8 月 5 日現在のものです。金利情勢により変動します。